

公共施設等の利用について

令和4年3月4日
飯 能 市

埼玉県における1月21日からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の実施について、3月4日に政府対策本部の公示により埼玉県を含む18都府県に対し期間が延長されることとなりました。本市の公共施設等については引き続き、更なる感染防止対策を徹底し、開館します。

また、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

1 対象期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月21日（月）まで

2 公共施設の取り扱いについて（これまでと同様）

本市公共施設については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催することとし、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ、主催者等に遵守させることを条件として開館します。

<感染防止対策>

◇以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・カラオケ、コーラス等大声での発声など感染リスクの高まる行為（文化団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

◇以下の感染防止対策を徹底する。

- ・マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- ・諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守すること。

3 イベント等の開催基準（国、埼玉県に準拠）（これまでと同様）

<p>感染防止安全計画策定対象となる イベント 「参加予定人数が 5,000 人超」、かつ 「大声なし」のイベント</p>	<p>ア 収容定員が設定されている場合 【人数上限】 20,000 人まで、【収容率】 100% イ 収容定員が設定されていない場合 人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m程度）を確保</p>
<p>感染防止安全計画が策定されない イベント</p>	<p>ア 収容定員が設定されている場合 【人数上限】 5,000 人 【収容率】 大声なし：収容定員の 100% 大声あり：収容定員の 50% 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」 のいずれか小さい方まで イ 収容定員が設定されていない場合 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス など収容定員が設定されていない場合 大声あり：十分な人と人の間隔 （できるだけ 2 m、最低 1m 以上確保） 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m程度）を確保</p>

4 その他

感染者の状況に応じて、施設の利用等を制限する場合があります。